（案）

第５次地域管理経営計画書
第５次国有林野施業実施計画書

（五島壱岐森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間
自　平成２９年４月　１日
至　平成３４年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

（案）

第５次地域管理経営計画書

（五島壱岐森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間
自　平成２９年４月　１日
至　平成３４年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

［変更理由］

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２９年３月策定、計画期間：平成２９年４月１日～平成３４年３月３１日）の変更内容

（１）「２　国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（３）　特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（２）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目　　次

２　国有林野の維持及び保存に関する事項　……　1
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項　……　1
①　保護林　……　1

2　国有林野の維持及び保存に関する事項

（３）特に保護を図るべき森林に関する事項

①　保護林

種　　類	箇 所 数	面　積(ha)
生物群集保護林	1	415

（案）

第５次国有林野施業実施計画書

（五島壱岐森林計画区）

（第１次変更計画）

計画期間

自　平成２９年４月　１日

至　平成３４年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九　州　森　林　管　理　局

国有林野施業実施計画の変更について

［変更理由］

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２９年３月策定、計画期間：平成２９年４月１日～平成３４年３月３１日）の変更内容

（１）「５　保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「（１）保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目　　次

５　保護林及び緑の回廊の名称及び区域　・・・

5　保護林及び緑の回廊の名称及び区域

（1）保護林の名称及び区域

種　　類	名　称	新設 既設	面　積 （ ha ）	位　　置 （林小班）	特　　徴　　等
生物群集保護林	男女群島	既設	414.63	238全	暖帯性広葉樹の植物学的考証